

第1章

教育振興基本計画の基本的事項

1. 策定の背景

平成 18 年 12 月に施行された、改正教育基本法第 17 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することとなりました。

また、地方公共団体は、国の計画を参照し、基本的な計画の策定に努めることとされました。

平成 20 年 7 月 1 日に閣議決定された、国の教育振興基本計画では、「今後 10 年間を通じてめざすべき姿」として、「義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる」こと、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の 2 点を挙げています。

次に、「今後 5 年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」では、3 つの基本的な考え方が示され、取組全体を通じて重視する考え方として、「横の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」、「縦の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」、そして「国・地方それぞれの役割の明確化」が示されました。

基本的方向 1 では、「社会全体で教育の向上に取り組む」として、学校・家庭・地域など身近な場所で、子育て等の支援や学習の機会が得られるなどを挙げています。

基本的方向 2 では、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」など、確かな学力を身に付け、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することが示されています。

基本的方向 3 では、大学教育に関すること、基本的方向 4 では、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが求められています。

さらに、今後 5 年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策の中で、「特に重点的に取り組むべき事項」として、大学教育以外では、次の項目を挙げています。

- ① 確かな学力の保証
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ④ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- ⑤ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ⑥ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- ⑦ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

以上の第 1 期教育基本計画（平成 20 年～24 年度）を踏まえ、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年～29 年度）が平成 25 年 6 月策定され、次の 4 つの基本的方向性が示されました。

1 「社会を生き抜く力」の養成 ※大学に関する事項は省略

生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）、自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）、社会的・職業的自立に向けた力の育成

2 「未来への飛躍を実現する人材」の養成

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

3 「学びのセーフティネット」の構築

意欲あるすべての者への学習機会の確保、安全・安心な教育研究環境の確保

4 「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

また、兵庫県は第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（平成26年～30年度）を平成26年3月に策定し、次の4つの基本方針を示しました。

1 自立して未来に挑戦する態度の育成

自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要。その上で学びの原動力や推進力となる夢や目標を持つこと、それを実現しようとする意欲・態度、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠。

2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成するとともに、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びを充実することが必要。

3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校・家庭・地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、互いに連携・協力して教育に取り組むことが必要。また、教育行政は、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう総合的な施策を推進することが必要。

4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人一人がその生涯を通じて、生きがいをもって、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことが必要。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生し、平成28年で、合併10年目を迎えました。

すべての加東市民が地域に愛着と誇りを持ち「地域の担い手である子どもは地域で育てる」を理念とし、学校・家庭・地域が連携した協力体制により取り組むことが必要です。人口減少や高齢化社会が到来する中で、社会全体の連携強化（横の連携）や世代間の交流・連携（縦の連携）がより一層重要となっています。

本市においては、平成23年3月、中期的（5年間：平成23年～27年度）な取組の考え方や具体的な施策について「第1期 加東市教育振興基本計画」を策定しました。

そして、学校教育を通じて「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を調和よく育成することや、社会教育における芸術・文化・スポーツ・教養など生涯学習の場を提供することなどに取り組み、第1期計画の実施内容を検証し、国や兵庫県の教育振興基本計画を参照した第2期（平成28年～32年度）教育振興基本計画を策定しました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、地方公共団体の教育の目標や施策の根本的な方針である、教育に関する「大綱」を首長が策定することとなりました。

この大綱は、国の教育振興基本計画を参照することで、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確にするもので、総合教育会議で協議・調整し、市の教育振興基本計画に代えることができます。

『教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）』

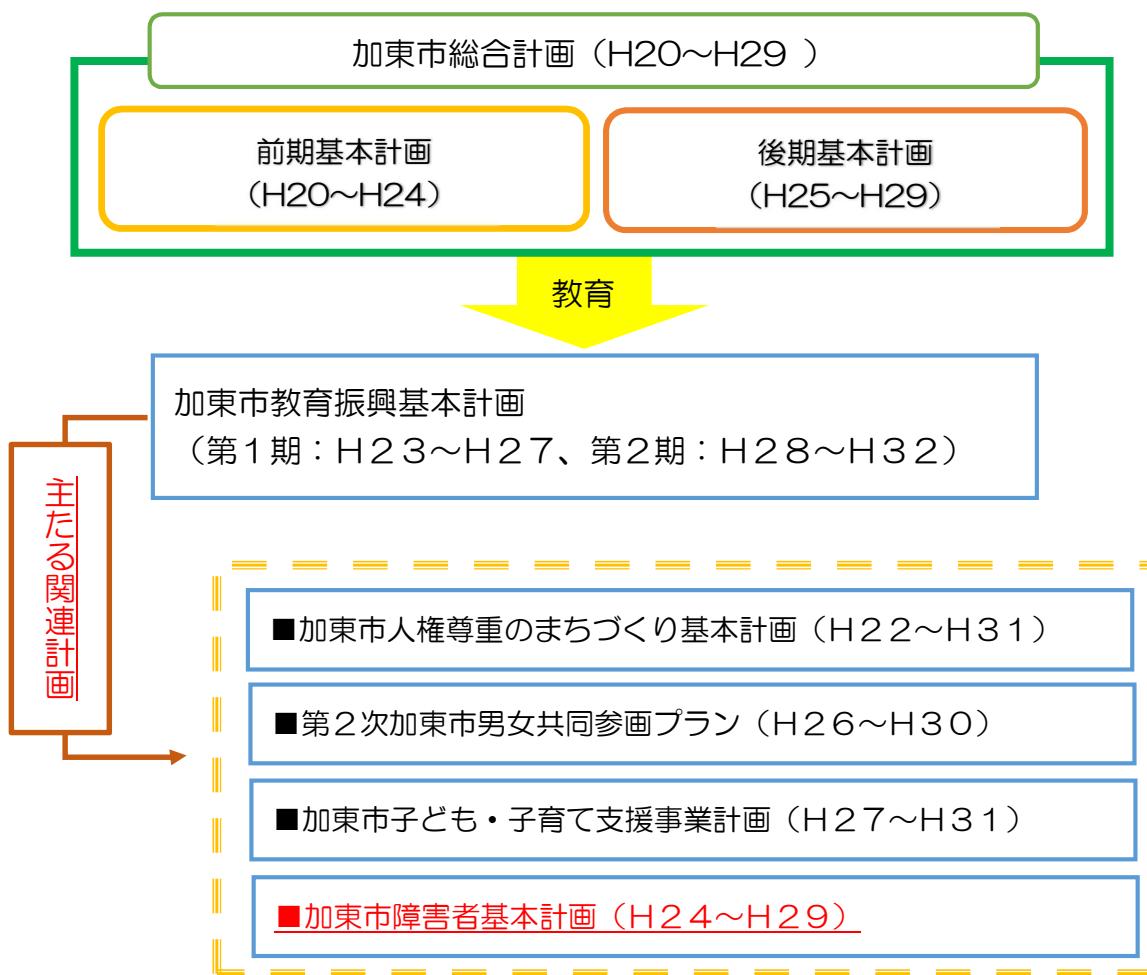
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

この計画の位置づけは、本市のまちづくりの総合的な指針となる計画である「加東市総合計画」の教育に関する部門別計画とし、学校教育や社会教育など、本市教育のめざすべき方向と、その実現に必要な施策を示すものです。

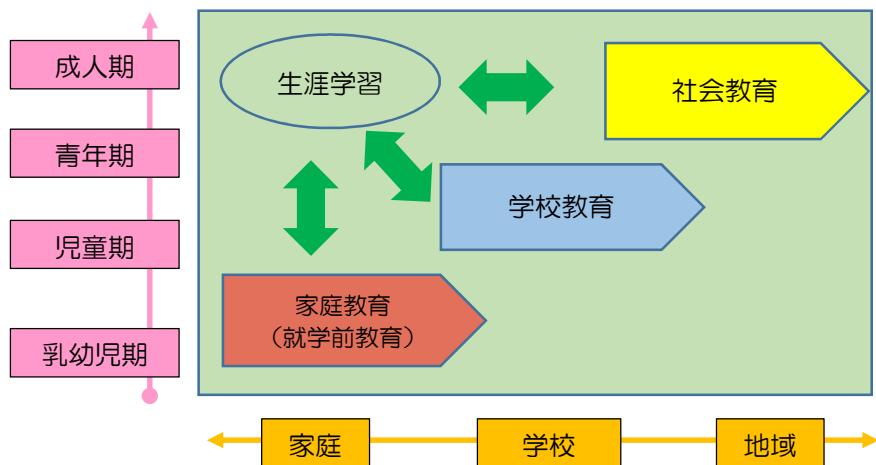


3. 策定体制

策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者並びに各種団体代表や公募による委員などで構成する「加東市教育振興基本計画策定委員会」を設置し検討を重ねたほか、パブリックコメントを実施しました。

4. 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきものであり、学校・家庭・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、就学前教育、小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象とします。



5. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

	H18年度 ～	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
加東市総合計画 (基本構想)							基本構想 (H20～29 年度)				
加東市総合計画 (基本計画)		前期 (H20～24 年)		後期 (H25～29 年度)							
加東市教育振興 基 本 計 画			第1期 H23～27 年度				第2期 H28～32 年度				
加東市人権尊重の まちづくり基本計画			H22～31 年度								
加東市男女共同 参画プラン		第1次 H21～25 年度		第2次 H26～30 年度							
加東市子ども・子 育て支援事業計画							H27～31 年度				
加東市障害者 基本計画							H24～29 年度				
教育基本法 (改正)		平成 18 年 12 月改正									
教育振興基本計画 (国)		第1期：平成 20 年 7 月策		第2期：平成 25 年 6 月策定							
教育振興基本計画 (県)		第1期：平成 21 年 6 月策		第2期：平成 26 年 3 月策定							